

KYOTO ART LOUNGE

令和3年度「京都アートラウンジ」 アーティストプロモーション映像発信プログラム 参加アーティストの募集について

京都府では、若手アーティストの活動を支援するため、平成29年度より若手アーティストと文化芸術活動支援に関心を持つ企業経営者等とのマッチングを目的とした交流会「京都アートラウンジ」を実施してきました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の下、京都の若手アーティストのプロモーションとコミュニケーションの場づくりを継続するため、昨年度に引き続き、アーティストのプロモーションのための映像制作を中心として、配信、作品展示、公開ポートフォリオレビューまでを一つのプログラムとして実施します。

つきましては、本プログラムへの参加を希望されるアーティストを募集します。

なお、本プログラムは、今年度開催予定のアートプログラム「Art Collaboration Kyoto (ACK)」や「ARTISTS' FAIR KYOTO 2022」とも連動した展開を予定していますので、是非ご応募ください。

【京都アートラウンジとは】

若手アーティストの作品購入や制作支援、アーティストの企業事業への参加など、幅広い展開へとつなげることを目的として開催する、若手アーティストと芸術活動の支援者、企業経営者等の交流会。京都府等で構成する ARTISTS' FAIR KYOTO 実行委員会の主催で、2019年から定期的で開催しています。

【参加アーティスト募集要項】

1 概要

アーティストのプロモーション映像の制作・配信、作品展示、公開ポートフォリオレビューまでの一連のプログラム（以下「プログラム」という。）への参加を希望するアーティストを募集します。

2 プログラムの内容

プログラムディレクターに現代美術作家の矢津吉隆氏を迎え、次の内容を実施します。

- (1) 参加アーティストの制作スタジオにおける取材・撮影、動画^{※1}制作
- (2) 特設サイトでの動画のインターネット配信
- (3) 参加アーティストによる展覧会の開催 ^{※2}
- (4) 美術関係者による公開ポートフォリオレビュー ^{※3}

※¹アーティストへのインタビューや制作現場、作品等を紹介する動画（5分程度、英語字幕付）

※²「ARTISTS' FAIR KYOTO 2022」（若手アーティスト主体の現代美術のアートフェア、令和4年3月開催）の連携企画として実施

※³「Art Collaboration Kyoto (ACK）」（国内外の現代美術ギャラリーによる国際的アートイベント、令和3年11月開催）の連携企画として実施

3 応募資格

次の全ての要件に該当する美術作家の方。年齢、国籍不問。

- (1) 京都府内又はその近郊に制作拠点(スタジオ)があること。
- (2) 全てのプログラムへの参加ができること。
- (3) 本事業の広報に協力できること。

4 応募方法

氏名、連絡先、略歴、代表的な作品または展示の画像、スタジオ概要（住所・画像）、応募動機（500字以内）、アーティスト・ステートメント（1000字以内）等を、下記「応募フォーム」より入力してご送信ください。

▼応募フォーム

<https://forms.gle/i2q1P3Jkfhrig8f96>

5 募集期間

令和3年6月15日（火）～7月4日（日）

6 募集人数

若干名

7 選考方法

審査委員による審査を経て、実行委員会で決定し、7月中に応募者全員に通知します。選考理由は、採択・不採択に関わらず非公表とします。

<審査のポイント>

- ①アーティストとして十分な活動実績があるか。
- ②オープンスタジオなど、制作現場を通じての発信に意欲的であるか。
- ③新たな技法や企画に挑戦するなど、創造的な取り組みに積極的であるか。

8 審査委員 (50 音順)

磯谷香代子氏 (CCC アートラボ事業本部/美術手帖 チーフプランナー)

国枝かつら氏 (京都市京セラ美術館 アソシエイト・キュレーター)

前田剛氏 (有限会社前田珈琲 代表取締役社長)

矢津吉隆氏 (現代美術作家、kumagusuku 代表)

9 京都アートラウンジ 共同ディレクター (50 音順)

金島隆弘氏 (Art Collaboration Kyoto プログラムディレクター)

高岩シュン氏 (ARTISTS' FAIR KYOTO 2022 プロデューサー)

前田剛氏 (有限会社前田珈琲 代表取締役社長)

矢津吉隆氏 (現代美術作家、kumagusuku 代表)

10 実施主体

京都府、ARTISTS' FAIR KYOTO 実行委員会 (実行委員長:京都府文化スポーツ部長)

11 留意事項

- (1) 制作された映像の著作権は、実行委員会が有します。ただし、参加アーティストは、自身のプロモーションを目的とする場合に限り、完成した映像を自由に利用することができます。
- (2) 次の項目は参加アーティストの自己負担となります。
 - ・プログラム参加に必要な交通費、宿泊費
 - ・展覧会に係る搬出入経費 (一定の補助有り)
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、プログラムの内容が変更、中止となることがあります。

12 問い合わせ先

ARTISTS' FAIR KYOTO 実行委員会事務局 (京都府文化芸術課内)

電話 : 075-414-4222

E-mail : a-nomura78@pref.kyoto.lg.jp

担当 : 野村、菱木